

教育委員会所管の学校の職員の高齢者部分休業等に関する要綱

第1 目的

この要綱は、職員の高齢者部分休業等に関する条例（令和4年大阪市条例第52号。以下「条例」という。）の適用を受ける教育委員会所管の学校の職員（教育職員の高齢者部分休業に関する条例（平成19年大阪市条例第60号）の適用を受ける教育職員を除く。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2 高齢者部分休業の承認関係（条例第2条）

- 1 教育委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第26条の3の趣旨を踏まえ、できる限り承認するよう努めるものとする。
- 2 高齢者部分休業の承認は、1日若しくは30分を単位として行うものとする。
- 3 高齢者部分休業を承認する期間の始期は、55歳に達する日後の最初の4月1日以後であって教育委員会が定める日とする。

第3 高齢者部分休業の承認の取消関係（条例第3条）

校長は、高齢者部分休業の承認を受けている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消すことができる。

第4 高齢者部分休業の給料関係（条例第4条）

条例第4条の規定による給料額の減額については、給料等の支給に関する規則（昭和56年大阪市規則第29号）に定める減額の場合の例による。

第5 高齢者部分休業の退職手当関係（条例第5条）

条例第5条に規定する在職期間から除算する期間の計算については、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間について、時間を日に換算する場合は7時間45分をもって1日とする。

第6 高齢者部分休業の申請手続関係（条例第7条）

（1）申請

高齢者部分休業の承認を受けようとする職員は、あらかじめ、高齢者部分休業の取得を予定している全期間について申請することとし、校長に対し、高齢者部分休業承

書面様式第1号

高齢者部分休業承認申請書

申請年月日 年 月 日	
大阪市教育委員会教育長 様	
下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。	
(申請者) 学校園 職種 氏名	
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (申請者の定年退職日)
休業時間	毎日 時 分 ~ 時 分 水 時 分 ~ 時 分
	日 時 分 ~ 時 分 木 時 分 ~ 時 分
	月 時 分 ~ 時 分 金 時 分 ~ 時 分
	火 時 分 ~ 時 分 土 時 分 ~ 時 分
	休業時間の合計 時間 分
申請理由	

書面様式第2号

(高齢者部分休業承認通知書)

第 号

年 月 日

様

大阪市立 長

高齢者部分休業の承認について

年 月 日付けで申請のあった高齢者部分休業については、下記のとおり承認します。

記

承認期間	年 月 日から				年 月 日まで			
	(申請者の定年退職日)							
休業時間	毎日	時 分	～	時 分	水	時 分	～	時 分
	日	時 分	～	時 分	木	時 分	～	時 分
	月	時 分	～	時 分	金	時 分	～	時 分
	火	時 分	～	時 分	土	時 分	～	時 分
休業時間の合計					時間 分			

書面様式第2-2号

(高齢者部分休業発令通知書)

(職種)

年 月 日から 年 月 日まで一週間当たり 時
間 分の高齢者部分休業を承認する

上記のとおり発令する

年 月 日
(決裁日付け)

大阪市教育委員会教育長

書面様式第3号

(高齢者部分休業不承認通知書)

第 号
年 月 日

様

大阪市立 長

高齢者部分休業不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった高齢者部分休業については、下記の事由に
より承認できません。

記

不承認の事由

書面様式第4号

高齢者部分休業承認取消同意書

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

学校園

職 種

氏 名

年 月 日付け 第 号で承認のあった私の高齢者部分
休業について、承認の取消しに同意します。

期 間	年 月 日から
備 考	

書面様式第5号

(高齢者部分休業発令通知書(取消))

第 号

年 月 日

様

大阪市立 長

高齢者部分休業の承認の取消しについて

年 月 日付け 第 号で承認した高齢者部分休業について、承認を取り消します。

書面様式第 5 - 2 号

(高齢者部分休業発令通知書(取消))

(職種)

高齢者部分休業の期間を 年 月 日までと改める

上記のとおり発令する

年 月 日

大阪市教育委員会教育長

書面様式第6号

(休業時間管理表)